

酪農学園大学附属図書館における
国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用要領

制 定 2020年10月29日

(趣旨)

第1条 この要領は、酪農学園大学附属図書館が、国立国会図書館が提供する「図書館向けデジタル化資料送信サービス」(以下「資料送信サービス」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 資料送信サービスを利用できる者は、酪農学園大学附属図書館利用規程第5条第1号から第3号までに該当する者とする。

2 資料送信サービスの利用を希望する者は、職員の顔写真入りネームプレート又は学生証を提示しなければならない。

(利用目的)

第3条 資料送信サービスは、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って利用することができる。

(利用時間)

第4条 資料送信サービスの利用時間は、カウンターのサービス時間内とする。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる日は資料送信サービスの利用を休止する。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 館長が特に必要と認めた日

(閲覧)

第5条 資料送信サービスによって提供される資料のデジタル化画像(以下「資料画像」という。)の閲覧は、図書館内の所定の場所において所定の機器(以下「閲覧機器」という。)により行うものとする。

2 資料送信サービスを利用する者の行う閲覧機器の操作は、資料の検索及び画像の閲覧に限るものとし、それ以外の操作は職員が行うものとする。

(遵守事項)

第6条 資料画像を閲覧する者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 閲覧機器の図書館外への持ち出し
- (2) 閲覧機器への外部記憶装置の接続、ネットワーク上へのファイルの保存
- (3) 閲覧機器の表示画像の撮影

- (4) 画面キャプチャ、スキャニング又は資料の電子ファイルの取得
- (5) ID及びパスワードの不正入手
- (6) その他、上記に類する行為

(複写)

- 第7条 資料画像の複写を希望する者は、酪農学園大学附属図書館文献複写規程第4条に規定するとおりに申請するものとする。
- 2 複写の範囲及び部数は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項第1号の規定によるものとする。
 - 3 国立国会図書館より複写についての指示がある場合は、その指示に従うものとする。

(利用料金)

- 第8条 資料画像の閲覧のための閲覧機器の利用は、無料とする。
- 2 複写料金は申込者の負担とし、酪農学園大学附属図書館文献複写規程の別表に定めるとおりとする。

(その他)

- 第9条 その他資料送信サービスの利用については「図書館向けデジタル化資料送信サービス利用条件(国立国会図書館 平成26年1月)」に従うものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、資料送信サービスの利用に関して、資料画像の閲覧及び複写を希望する者は職員の指示に従うものとする。

(改廃)

- 第10条 この要領の改廃は、図書館委員会の議を経て、図書館長が定める。

附 則

この要領は、2020年10月29日から制定施行する。